

「(仮称) 奈良県脱炭素戦略」策定支援業務委託仕様書

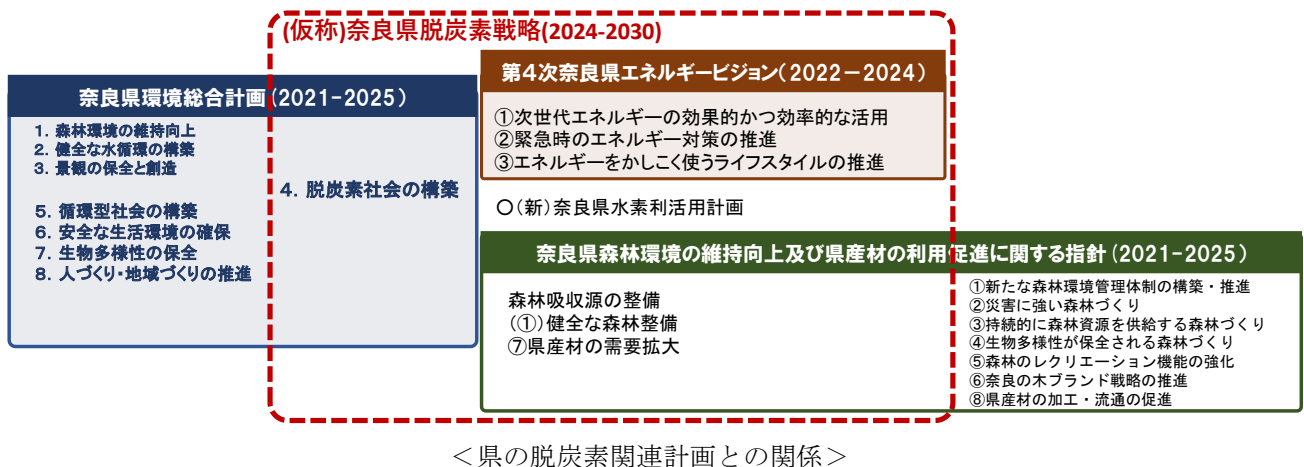
1 適用範囲

本仕様書は、奈良県（以下、「発注者」という。）が委託事業者（以下、「受注者」という。）に委託して実施する「(仮称) 奈良県脱炭素戦略」策定支援業務（以下、「本業務」という。）について必要な事項を示したものである。

2 業務目的

県では、2050 年における温室効果ガスの実質排出量ゼロ（ゼロカーボンシティ）を目指すにあたり、令和 3 年 3 月に策定した「奈良県環境総合計画(2021-2025)」において、施策の柱の 1 つとして「脱炭素社会の構築」を掲げ、中間目標として「2013 年度比で 2030 年までに温室効果ガス排出量を 45.9%削減する」ことを目指している。また、目標達成の上では、①「温室効果ガスの排出削減」と②「二酸化炭素吸収源の整備」という両輪で、連携した施策・事業の推進を図ることとしており、それぞれ、「第 4 次奈良県エネルギービジョン（令和 4 年 3 月策定）」及び「奈良県森林環境の維持向上及び県産材の利用促進に関する指針（令和 3 年 3 月策定）」に基づき、具体的な施策を実施しているところである。

そこで、引き続きエネルギー施策、二酸化炭素吸収源整備施策等を一体的かつ効果的に推進するため、「(仮称) 奈良県脱炭素戦略」を策定し、2050 年における脱炭素社会の実現を目指していく。



3 業務履行期間

契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 21 日とする。

4 業務内容

(1) 各種調査及び評価・分析等

①再生可能エネルギー導入状況等エネルギーに関する調査

全国・県内における再生可能エネルギー（太陽光発電、ソーラーシェアリング、小水力発電、風力発電、木質バイオマス発電、木質バイオマス熱利用、太陽熱利用システム等）導入状況及びポテンシャル、エネルギー高度利用技術（地域マイクログリッド、次世代自動車の活用、VPP 等）導入状況、産業・業務・運輸などの各部門でのエネルギー消費、災害時における自治体の非常用電源確保状況、エネルギー需給状況等について調査を行い、評価・分析をすること。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」に基づく促進区域の基準について、他府県等の設定状況を把握し、本県における基準を提案すること。

＜主な項目＞

- （ア）政策動向、国計画及び前提条件の整理
- （イ）全国・県内の現状整理・分析
- （ウ）促進区域の基準の設定に関する提案
- （エ）（ア）～（ウ）を踏まえたうえでの本県の今後の再生可能エネルギー導入量の推計

②県内における電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）の普及課題調査

県内におけるEV・FCVの普及を見越し、県民等への実態調査の実施（EV車ディーラーへのアンケート・ヒアリング調査、県民アンケート等）及び全国事例（県内における電気自動車及び充電器の普及度合い、他都道府県における設置目標及びその根拠）の整理を行い、評価・分析をすること。

＜主な項目＞

- （ア）政策動向、国計画及び前提条件の整理
- （イ）全国・県内の現状整理・分析
- （ウ）県民等への実態調査
- （エ）（ア）～（ウ）を踏まえたうえでの県内のEV・FCVの普及課題の整理及び今後の導入方針・目標の提案

③新たな金融手法（サステナブルファイナンス）導入調査

県内各企業の削減行動を促進するため、サステナビリティ・リンク・ローン（企業や行政機関が環境や社会的な側面に焦点を当て、その改善や維持をサポートするための融資形態の1つ）を有効に活用できるしくみを他府県の事例等を調査し、その実効性・導入実現性について評価・分析すること。

＜主な項目＞

- （ア）他府県事例の調査・分析
- （イ）金融機関等へのヒアリング調査
- （ウ）（ア）～（イ）を踏まえたうえでの事業可能性の整理

④水素利活用計画の作成

国や他府県の水素エネルギーの利活用等について情報収集・整理の上、水素関連事業者に対してヒアリングを実施し、県内での水素製造・貯蔵・運搬に関する事業可能性を検討し、水素利活用計画を作成すること。

＜主な項目＞

- （ア）政策動向、国計画及び前提条件の整理
- （イ）県内水素需要調査
- （ウ）水素製造等手法の整理（水素製造事業者等へのヒアリング）
- （エ）（ア）～（ウ）を踏まえたうえでの事業採算性の検討（補助金の活用や先行投資価値等を含む）
- （オ）水素利活用計画の作成

⑤有識者へのヒアリング調査

本戦略策定にあたり、先進地での取組について有識者への意見聴取を行うこと。

⑥脱炭素ロードマップの策定

①～⑤を踏まえ、2050年カーボンニュートラルの実現、2030年の中間目標を達成するために必要となる、産業・業務・運輸などの各部門におけるエネルギー利用に関する施策、二酸化炭素吸収源整備等に関する施策等を整理し、「(仮称)奈良県脱炭素戦略」を提案するとともに、ロードマップを作成すること。

※受注者は、上記①～⑥の業務において検討した骨子案を令和6年7月末を目途に作成し、令和6年10月末までに詳細版を提示することとする。ただし、令和6年10月末以降においても、発注者から受注者に対し、必要に応じて作業を求めることがある。

※受注者は、過去に発注者が行ったエネルギー関連の調査についての報告書を発注者から借用することができる。

※必要に応じ、受注者は市町村や各種団体等に対しアンケート調査及びヒアリング調査等を実施するものとする。原則、ヒアリング調査には発注者も同行し、有識者等への謝金等については発注者が支払うこととする。

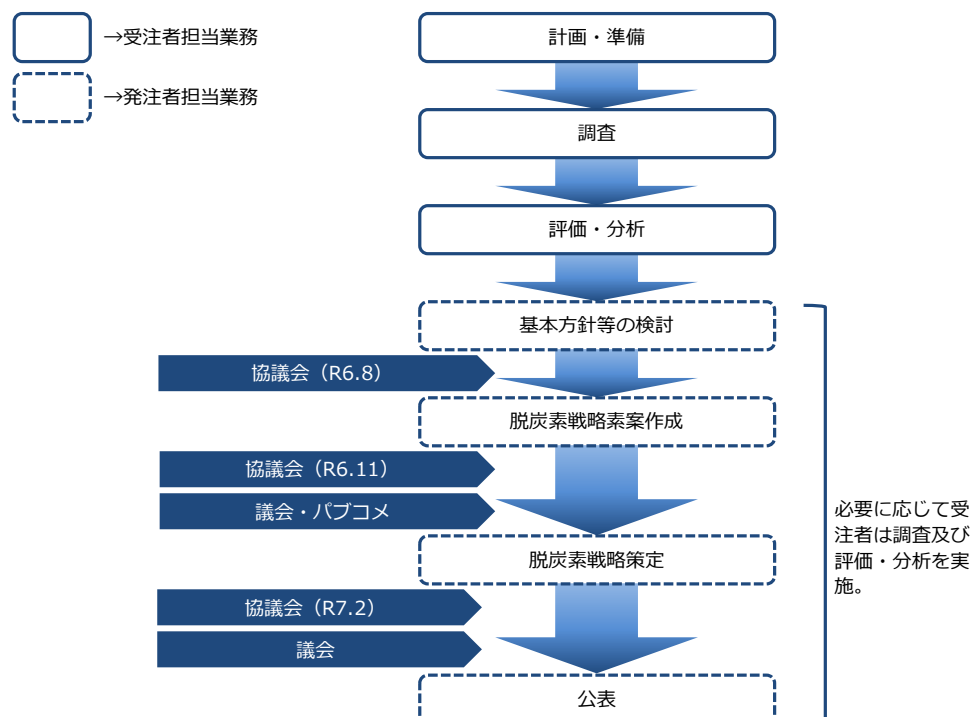
※業務実施にあたっては、二酸化炭素吸収源整備等に関する施策として、策定済みの「奈良県森林環境の維持向上及び県産材の利用促進に関する指針(2021-2025)」における「健全な森林整備」及び「県産材の需要拡大」の内容を反映すること。

※業務実施にあたっては、今年度県が策定する「(仮称)水素基本計画」及び「(仮称)工業団地脱炭素化調査・計画」と連携を図り、検討を行うこと。

(2) その他の業務

- ・受注者は本業務に先立ち、業務計画書を作成し、発注者に提出すること。
- ・発注者と受注者は必要に応じ協議を実施する。打ち合わせの形態については、対面以外にオンライン形式も該当とする。発注者と受注者が打ち合わせを行った場合、打ち合わせ記録を作成し、発注者に提出すること。

5 全体フロー図【参考】（下記フローには受注者だけでなく、発注者が実施する業務も含む。）



6 資料等の貸与

発注者が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば受注者に貸与するものとする。受注者は発注者の指示に従い、借用書を発注者に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を発注者に返却しなければならない。

7 成果品の作成及び提出

業務完了後、以下の成果品を提出すること。なお、本業務の成果品については、発注者の検査を受けた後、納品するものとする。

- ①報告書（簡易製本） 5 部
- ②上記を収めた電子データ CD-R または DVD-R 2 枚

8 成果品の納品場所

奈良市登大路町 30 奈良県本庁舎 2 階
奈良県 環境森林部 脱炭素・水素社会推進課

9 著作権

本業務により作成された成果物の著作権については、契約の中で別途受注者から発注者へ譲渡する旨を定めるものとする。

10 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- （１）奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

(2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

- (ア) 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
- (イ) 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
- (ウ) 厚生年金法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用されるものを含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
- (エ) 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
- (オ) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

(3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。